

確認申請書の添付書類

	建築物（法6条1項）		工作物	昇降機	部数	備 考
	1号～2号	3号(旧4号)				
現地調査票	○	○	○		1	
建築計画概要書	○	○	※3		1	消防通知のものは+ 1 部
建築工事届	○	○			1	建築部分、除却部分が10㎡を超えるものに限る
建築（同意・通知）消防調書	○	○		○	1	消防同意が必要なものは必要図面を添付
確認申請書（以下構成書類）	○	○	○	※4	2	
・ 確認申請書（法定書式）	○	○	○	○	→	確認申請書毎添付
・ 委任状	○	○	○	○	1	正本に添付で可
・ 公図	○	○	○		→	確認申請書毎添付（以下同じ）
・ 1/2500都市計画図の写し	○	○	○			都市計画課にて貸し出し可
・ 付近見取図	○	○	○	○		
・ 配置図	○	○	○			敷地断面図含む（縦・横各1面 敷地境界線の外20mの範囲）
・ 各階平面図	○	○		○		
・ その他省令で求める図面・図書	○※2	※1	○	○		
・ 居室の使用建築材料表	○※2	○※2				
・ 居室の機械換気設備	○※2	○※2				
・ 構造図	○※2	※1	○	○※2		
・ 構造計算書	○※2※5	○※1※2	○	○※2		

※1 建築士以外が設計した場合は添付

※2 型式適合認定を受けている建築物及び建築物の部分を除く

※3 法第88条第2項に該当するものは築造計画概要書を提出

※4 昇降機は消防通知のものを含め3部

※5 木造の建築物にあっては、地階を除く階数が3以上であるもの又は延床面積が300㎡を超えるものに該当する場合は添付が必要

その他の書類について

	届出等	部数	備 考
浄化槽を設置する場合	浄化槽設置届	3	建築確認を伴わない場合下水道総務課提出
2項道路等に接する場合	道路現況調査（復元）調書 （二項、一項3号、その他必要な場合）	2	市道の場合は+1部（道路管理課又は支所に提出）
作業場を有する場合	工場調書・危険物調書	→	確認申請書毎添付
許可（建築基準法、都市計画法、屋外 広告物条例等）が必要な場合	許可証の写し	→	確認申請書毎添付
不適合既存建築物に増築を する場合	不適合既存建築物届	2	確認申請書受理前に提出 （4号物件は確認申請時の提出でかまいません。）

保健所への通知が必要となる建築物 → 通知が必要な建築物は確認申請書を+1部、添付してください。

特定建築物	8,000㎡以上の学校教育法第一条に規定する学校、3,000㎡以上の興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第一条に規定する学校以外の学校、旅館
-------	--